目標管理型政策評価における「測定指標(目標(値))」達成状況の評価区分・判定基準の設定状況

資料4

設定状況

設定している行政機関数

- → 3行政機関
- 設定していない行政機関数
- → 13行政機関

設定している行政機関の状況

	評価区分	評価区分の判定基準
行政機関A (3段階評価)	「◎」 達成	指標を全て達成していると認められるもの
	「〇」 おおむね達成	指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を 超えていると認められるもの
	「△」 達成が十分とは言い難い	指標を全て達成しているとは認められないもの
行政機関F (3段階評価)	達成度合を定量的に判定する場合 「A」 「B」 「C」 達成度合を定性的に判定する場合 「おおむね有効」 「有効性の向上が必要である」 「有効性に問題がある」	「A」目標値に対する達成度合が90%以上 「B」目標値に対する達成度合が50%以上90%未満 「C」目標値に対する達成度合が50%未満の場合 個別の目標ごとに設定

目標管理型政策評価における「測定指標(目標(値))」達成状況の評価区分・判定基準の設定状況(続き)

	評価区分	評価区分の判定基準
行政機関C (15段階評価)	「A — 1」 「A — 2」 「A — 4」 「A — 4」 「A — 1」 「B — 1」 「B — 3」 「B — 4」 「N — 2」 「N — 3」 「N — 4」 「N — 5」	以下の2つの分類(AからN及び1から5)を組み合わせて評価 「A」業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない 「B」業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない 「N」判断できない (現行の指標を維持する場合) 「1」施策の改善等の方向性を提示 「2」現在の施策を維持 (現行の指標を廃止(変更)する場合) 「3」社会資本整備重点計画見直しに伴う指標の廃止(変更) 「4」目標の達成に伴う指標の廃止(変更) 「5」その他指標の合理化等